

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する
検討会における議論を踏まえた公正取引委員会に対する提言

令和 7 年 7 月 25 日
同検討会

- 本検討会では、令和 6 年 9 月以降、スマホソフトウェア競争促進法の施行に向けて、同法の実体規定に係るルールの詳細を定める下位法令や解釈等の明確化を図るガイドラインの策定に関して、構成員による活発かつ建設的な議論が行われた。同法については、法遵守を担保する観点からの積極的な意見が出される一方で、慎重な立場からの意見も見られた。公正取引委員会には、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保のため、本検討会で出された様々な議論も踏まえつつ、引き続き、関係事業者を始めとする様々な利害関係者の意見を聴くなどしながら、下位法令やガイドラインを策定するとともに、法施行後の法運用を適切かつ効果的に行うことを期待したい。
- 同法の運用においては、そもそも競争上の問題の大きさに比して適切な規制になるように配慮することが求められるべきであるところ、公正かつ自由な競争の確保という観点に加え、スマートフォンの利用者のセキュリティ、プライバシー、青少年保護を始めとする、安心・安全なスマートフォンの利用環境の確保という観点もまた重要である。もっとも、安心・安全なスマートフォンの利用環境の確保に関しては、独占禁止法を補完する同法の運用を通じた対応には一定の限界があるところ、諸外国においてもデジタルサービスの利用を巡るユーザーの安全性の確保を図るための規制の導入等が見られるように、本来、競争政策とも連携しながら他の政策的見地からのきめ細やかなアプローチが必要とされる問題である。我が国においても、関係省庁や事業者団体において関連する取組が進められる中で、公正取引委員会と関係省庁や事業者団体との連携が継続することを期待したい。
- また、検討会での議論においては、必ずしもスマホソフトウェア競争促進法の射程にとどまらない、デジタル分野に係る議論や問題提起もなされたところである。同法の附則第 2 条においては「この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」旨が規定されているところ、特に以下の 2 点が将来的な検討課題である。公正取引委員会においては、必要に応じて実態調査を行うなどしながら、将来的な立法的対応の必要性の有無に関する検討を含め、競争上の問題に応じた適切な対応が採られることを期待したい。

(スマートフォン以外のデバイスに関する競争上の問題)

- スマホソフトウェア競争促進法は、規制の対象となるデバイスをスマートフォンに限定しているところ、「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」(デジタル市場競争会議 2023 年 6 月 16 日)においても、ブラウザに関する競争上の問題は PC 等にも共通する旨が指摘されているように、スマホソフトウェア競争促進法が扱う競争上の問題と同様の問題は、スマートフォン以外のデバイス(PC、タブレット、ウェアラブル端末、IoT 端末など)においても生じ得る。

(特定ソフトウェア以外のデジタルサービスに関する競争上の問題)

- スマホソフトウェア競争促進法の対象であるアプリストアやブラウザ等の特定ソフトウェアのほかにも、欧州のデジタル市場法が規制の対象とするコアプラットフォームサービスを含め、消費者が日常生活で関わるデジタルサービスには様々なものがあるところ、スマホソフトウェア競争促進法が扱う競争上の問題と同様の問題がこれらにおいても生じ得る。
- また、スマホソフトウェア競争促進法は、生成A I の本格的な普及前に立法に向けた検討が行われたこともあり、必ずしも生成A I の存在・影響を念頭において立法されたものではない。生成A I については、現在公正取引委員会において実態調査が行われているが、スマートフォンを巡る競争環境に与え得る影響等を含め、適切に把握する必要がある。
- 以上を踏まえ、公正取引委員会においては、スマホソフトウェア競争促進法の適切かつ効果的に運用するとともに、様々なデジタルサービス等に関して競争政策により対応すべき課題に適切に対処することにより、デジタル分野における公正かつ自由な競争を確保し、イノベーションが促進され、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを適切な態様で享受することができる環境整備が進められることを期待したい。